

役職名義カード特約

ビューコーポレートカード会員規約（以下、「原規約」といいます。）の特約として、役職名義カード特約（以下、「本特約」といいます。）を定めます。なお、特段の断りがない限り本特約上で用いる用語の定義は原規約の定めに従うものとします。また、本特約に定めのない事項については原規約の適用があり、本特約に定める事項について、内容が原規約と異なる場合は本特約が優先します。

第1条（定義）

役職名義カードとは、会員が指定する特定の部署に所属する特定の役職（以下「指定役職」といいます。）に就く者（以下、「指定役職者」といいます。）に当該カードの使用権限を認めることを約して当社が発行するビューコーポレートカードをいいます。

第2条（原規約の読替）

役職名義カードを発行する場合は、原規約に定める「カード使用者」を「指定役職者」に読み替えたうえで、原規約を適用するものとします。

第3条（会員の責任に関する特約）

1. 会員は、指定役職者に限って、役職名義カードを使用させるものとし、それ以外の者に使用させてはならないものとします。ただし、会員が本項の義務に違反した場合であっても、役職名義カードの利用代金の支払義務を免れるものではありません。
2. 会員は、善良なる注意義務をもって、指定役職者に対し、前条により読み替えた原規約及び本特約を遵守させるものとします。
3. 人事異動等により、指定役職者に変動が生じた場合、会員は新たに指定役職者となった者に役職名義カードを引き継がせるものとします。なお、当社は人事異動等により指定役職者に変動が生じた事実の有無について調査し、把握する義務を負わないものとします。
4. 指定役職者は、指定役職者以外の者に役職名義カードを使用させてはならず、役職名義カードを善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負うものとします。

第4条（カードの貸与に関する特約）

1. 原規約第5条第1項の定めにかかわらず、当社は、指定役職1つにつき1枚の役職名義カードを発行・貸与し、会員は指定役職者に当該カードを貸与するも

のとします。ただし、ある 1 つの名称の指定役職が複数個設けられている場合においては、当社は会員の求めに応じ、当該指定役職者の数を上限として、1 つの名称の指定役職に対して複数枚の役職名義カードを発行する場合があります。

2. 原規約第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、会員は、役職名義カードが貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に、「部署及び役職名（例：総務部 課長）」を記入するものとします。

第 5 条（暗証番号に関する特約）

1. 原規約第 8 条第 1 項の定めにかかわらず、会員は発行した役職名義カードごとに当社所定の方法で暗証番号の登録をするものとします。

2. 会員及び指定役職者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は会員の負担となります。

第 6 条（カードの利用に関する特約）

1. 原規約第 9 条第 1 項の定めにかかわらず、指定役職者は、カードを提示し売上票にカードと同一の部署及び役職名を記入することにより、加盟店でカードショッピングができるものとします。

2. 前項にかかわらず、加盟店の判断により役職名義カードの利用が拒絶される場合がある旨を会員及び指定役職者はあらかじめ承諾するものとします。

第 7 条（届出事項に関する特約）

原規約第 20 条第 1 項における諸届出事項の中には、指定役職を含めるものとします。

第 8 条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却に関する特約）

原規約第 21 条第 2 項の定めにかかわらず、指定役職者が退職する場合、会員は、当該退職者から役職名義カードの返却を受けた後、新たに当該指定役職者に対して当該役職名義カードを交付して使用させることができるものとします。

第 9 条（国内/海外旅行傷害保険の適用除外）

役職名義カードについては、国内/海外旅行傷害保険の適用がない旨を会員は確認し、異議なく承諾するものとします。